

独立行政法人産業医学総合研究所の 中期目標期間の業務実績の暫定評価結果

平成17年8月31日
独立行政法人評価委員会

1. 中期目標期間（平成13年度～17年度）の業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人産業医学総合研究所は、厚生労働省の附属機関であった産業医学総合研究所が、平成13年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。

本評価は、平成13年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標期間（平成13年度～17年度）全体の業務実績についての評価を行うものであり、評価結果を次期中期目標等へ反映させる観点から、中期目標期間の最終年度に暫定的に実施するものである。

当研究所に対しては、国の附属機関から独立行政法人となった経緯を踏まえ、弾力的・効果的な業務運営を通じて、業務の効率性の向上、質の向上及び透明性の向上により国民の求める成果を得ることが強く求められている。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、各年度の業務実績の評価において示した課題等を踏まえ、暫定評価を実施した。

(2) 中期目標期間の業務実績全般の評価

当委員会においては、当研究所が独立行政法人として発足して以来、業務により得られた成果が、「労働者の健康の確保」という当研究所の設立目的に照らし、どの程度寄与するものであったか、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかなどの視点に立って評価を行ってきたところであるが、中期目標期間全般については、次のとおり、概ね適正に業務を実施してきたと評価できる。

業務運営の効率化・弾力化に関しては、理事長のリーダーシップの下、各部の体制にとらわれない柔軟な研究グループによる研究の実施、多数の研究員の配置換えの実施、若手任期付研究員の採用等、効率的で柔軟な組織づくりが行われるとともに、国際研究交流情報センターの創設、個人業績評価システムの構築、個人業績データ登録管理システムの導入等、新しい取組がなされており着実に成果を上げている。また、経費の節減についても中期目標に掲げられた数値目標の達成が見込まれるとともに、競争的資金の獲得等自己収入の増加にも取り組んでおり成果を上げている。

業務の中心である調査研究については、中期計画に基づき、労働現場のニーズ及び行政ニーズを踏まえた研究を効率的かつ的確に実施し、内部評価委員会及び外部評価委員会において評価を行い、その結果を研究活動に反映させるとともに、これらの結果をホームページで公表するなど、研究活動の質の向上、透明性の確保を図る取組にも成果が上がっている。

特に研究の成果に関しては、VDT作業に係る研究の成果が労働基準局長通

達「VDT 作業における労働衛生管理のためのガイドライン」の策定に結びつくなど労働衛生に関する各種基準等の制改定に反映されている。また、「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」が社会的に大きな関心を集めたほか、労働者へのダイオキシンばく露と健康影響に関する調査研究の結果、ダイオキシンの血中濃度測定が簡易に行えるようになるなど、一般社会への貢献も認められており高く評価できる。

また、学会発表や論文発表等の実績が中期目標に掲げられた数値目標を大幅に上回る見込みであるなど、積極的な情報発信により研究成果の普及が図られている。

このような中、当研究所の目的である「労働者の健康の確保」を取り巻く情勢をみると、石綿による健康障害、過重労働による健康障害、メンタルヘルス問題等、労働者の健康に係る問題が社会問題化しており、これら社会的・行政的なニーズに応じた研究に重点的に取り組むことが求められている。また、国内外の科学的知見の集約・分析を行うとともに、国内外の関係機関との連携・交流・支援等を促進するなど、労働衛生に関する中核機関としての機能強化を行い、労働衛生研究の振興を図っていくことが必要である。

一方、当研究所は、「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日 閣議決定)により、独立行政法人産業安全研究所との統合、役職員の身分の非国家公務員化等が決定されたところであり、今後は統合に向け、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの指摘を踏まえて作成した「独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案」(平成16年12月20日 厚生労働省)に基づき所要の準備を進めることが必要である。

中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化について

業務運営の効率化については、業務運営体制、内部進行管理、経費の節減等一定の実績を上げており、中期目標に沿って取り組まれている。

業務運営体制については、理事長のリーダーシップの下、各部の体制にとらわれない柔軟な研究グループによる研究の実施、個人業績評価に基づく多数の研究員の配置換えの実施、若手任期付き研究員の採用など、効率的で柔軟な組織づくりを行っている。

特に、新たに国際研究交流情報センターを設置し、各国の労働衛生機関の連携強化、研究者の交流を図る取組を軌道に乗せたことは高く評価できる。

内部進行管理に関しては、内部評価委員会において、研究評価及び個人業績

評価を実施し、評価結果が研究員の配置換え、予算配分等に反映するシステムを構築しており有効に機能している。

経費の節減については、省エネルギー活動の徹底、競争入札の徹底、外部資金の獲得、自己収入の確保等により着実に成果が上がっており、運営費交付金を充当して行う事業について、当研究所の見込みによれば、中期目標期間の支出総額は6,970百万円であり、中期目標期間全体を通じた2%の削減目標は達成できる見込みである。

また、研究施設、設備の共同利用等に関しては、関係の規程を整備しPRに努め一定の実績が上がっている。

今後、業務運営の一層の効率化を進めるため、国際研究交流情報センターの機能の充実強化を図るとともに、業績評価の結果について中長期的にフォローし検証していくことが期待される。また、経費の節減についても、一層の努力が必要である。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について

労働現場のニーズの把握

労働現場のニーズの把握と業務運営への積極的な反映に関しては、労働衛生重点研究推進協議会の設置、公開シンポジウムの開催等により、労働現場のニーズを積極的に取り上げる努力を行い、優先研究課題を選定し、戦略的に研究を進める活動が行われている。

今後、国内外における労働衛生分野の中核的な機関として、労働者の健康の確保に向けて、一層、研究戦略性を持った効率的な活動を実施することが期待される。

労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施

調査研究については、労働現場のニーズ及び行政ニーズを踏まえた研究を効率的かつ的確に実施し、内部評価委員会及び外部評価委員会において評価を行い、その結果を研究活動に反映させるとともに、これらの結果をホームページで公表するなど、研究活動の質の向上、透明性の確保を図る取組にも成果が上がっている。

特に研究の成果に関しては、「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」が社会的に大きな関心を集めるとともに、研究成果が厚生労働省通達「蛇紋岩系左官用モルタル混和材による石綿ばく露の防止について」(平成16年7月2日付け基発第0702003号)、「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成17年6月22日付け基安化発第0622001号)に反映されるなど、一般社会及び行政への貢献が図られており高く評価できる。

また、積極的な情報発信により研究成果の普及を図るとともに、数多くの

研究を抱える中で迅速的確に災害調査等を行い行政に貢献している。

労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定については、WHO、ISO、OECD等に設置された国際委員会、JIS等の国内の委員会等に委員等を派遣し、国際・国内基準の制改定に協力しており、その貢献度は高く評価できる。

また、労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査に関しては、行政等からの要請等に応じて、科学技術情報、資料等の報告を適切に行っているが、さらに広範囲な科学技術情報の収集等を行い、行政ニーズに対応することが期待される。

今後は、調査研究の一層の充実を図るため、国内外における労働衛生分野の中核的機関として、国内外の科学的知見の集約・分析を行い、研究の成果が行政施策の展開に密接に反映する行政ミッション型研究を促進する等、労働衛生研究の振興を図っていくことが必要である。

なお、石綿については、予防的な観点から研究を実施し成果を上げてきており、石綿の新たな分析方法に関する調査研究の成果が、従来「無石綿製品」として販売されていた商品を市場から排除するための厚生労働省通達の内容に生かされるなど、研究の成果が行政施策に反映されていることは評価できる。今後、引き続き予防的な観点から調査研究を実施し、行政施策に的確に反映されるよう取り組むとともに、研究の成果が国民に理解されるよう積極的に情報発信していくことが期待される。

外部評価の実施及び評価結果の公表

外部評価に関しては、評価の実施及び公表が定着しており、その後のフォローアップも適切に行われている。今後、研究課題の分野に応じて、当該分野の評価者を加える等の考慮も必要である。

成果の積極的な普及・活用

調査研究成果の普及及び活用については、多忙な研究・調査活動を行っている中で、学会発表等に積極的に取り組み（平成13～16年度実績 学会発表900回、論文発表514報）、中期目標の学会発表1000回以上、論文発表400報以上という目標を上回る見込みである。また、マスコミやホームページを活用し積極的な情報の発信が行われている。

国内外の労働衛生研究の状況把握等に関しては、客員研究員交流会、産業医学総合研究所・産業医科大学産業生態科学研究所研究交流会、労働衛生重点研究推進協議会等の活動、産医研ニュースの発行等を通じて積極的に行われている。

特に、「Industrial Health」誌の定期的な発行を行い、アジア各国の研究者への定着が図られ、これらの研究者に論文発表の機会を与えるとともに、アジ

アの労働衛生機関等へ積極的な情報提供が行われていることは高く評価できる。

講演会等の開催については、公開シンポジウムやセミナーを開催し、情報発信に努めているほか、研究施設の一般公開など多様な方法で積極的な研究成果の普及が行われている。

知的財産権の活用促進については、関係の規程を整備し、特許取得に積極的に取り組んでいる。

今後、調査研究成果の一層の普及及び活用を図るため、ホームページの充実、「Industrial Health」のインパクトファクターの増加を図るための努力が期待される。また、知的財産権の活用促進についても、成果を求めにくい分野ではあるが、一層の努力が求められる。

国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進

研究員の受入、他機関への研究所職員の派遣等については、中期目標に沿った取組が行われている。

また、若手研究者等の育成に積極的に取り組むとともに、研究協力については、「アジア労働衛生研究センター会議」の開催、「21世紀の公衆衛生と産業保健に関する中国・日本国際シンポジウム」の開催等、アジア地域における労働衛生関係機関等との協力が着実に進んでいる。

今後、アジア諸国との連携の取組を一層促進していくことが期待される。

(3) 財務内容の改善等について

運営費交付金以外の収入の確保については、科学研究費補助金等競争的資金の獲得に成果が上がっているほか、技術指導、委員派遣、パンフレットの有償配布等の活動を通じて、自己収入の確保に努めている。研究施設・設備の利用に関して、外部機関との共同利用や貸与を促進する姿勢が認められる。人事の計画に関しては、中期目標期間の早期に目標を達成している。

今後、競争的資金等の獲得、効率的な施設等の利用に向けて一層の努力を行うことが期待される。

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成13年度～16年度）の実績報告	事業年度評価結果				中期目標期間の暫定評価結果
			H13	H14	H15	H16	
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1)効率的な業務運営体制の確立</p> <p>効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。また、研究員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めることができるよう工夫すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1)効率的な業務運営体制の確立</p> <p>ア 組織体制</p> <p>独立行政法人産業医学総合研究所(以下「研究所」という。)の組織体制は柔軟なものとし、この中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを行う。</p>	<p>図書情報室を改組して国際研究交流情報センターを設置し、国内外の情報収集、行政・企業への情報提供、国際基準等の制改定、開発途上国への協力、国際研究交流、図書情報業務等を担当した。同センターの活動としてアジア労働衛生センター会議、公衆衛生と産業保健に関する中日国際会議、産医研国際セミナーを開催し、また国際学術誌「Industrial Health」を定期的に編集・発行した。</p> <p>新規職員の採用はすべて公募により実施し、のべ56名の応募者の中から若手任期付研究員1名を含む8名(うち医師4名)の新規採用を行った。</p> <p>プロジェクト研究及び競争的資金による研究を各部の体制にとらわれない柔軟な研究グループを組織して効率的に推進した。また、15年度及び16年度でそれぞれ全研究員の約1/4及び1/5の配置換えを実施した。</p>	B+	B+	A	A	A
			3.53	3.90	4.36	4.00	3.95
<p>(2) 内部進行管理の充実</p>	<p>(2) 内部進行管理の充実</p> <p>ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、内部研究評価システムを活用して研究進捗状況等を把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。</p> <p>イ 定期に開催している部会に加え、所内イントラネット利用による相互通信機能を活用し、役員及び管理者による業務進捗状況管理を効率的に行う。</p>	<p>個人業績評価システムを構築し、研究業績・対外貢献・所内貢献につき5段階で個人評価を実施した。</p> <p>内部評価委員会を毎年第4四半期に開催し、重点研究領域特別研究及び基盤的研究の研究計画と成果並びにその他の業績について審議した。この結果により、研究計画を修正し、研究業務を改善するとともに、所内での部門間の職員の配置換え等に反映させた。</p> <p>役員会議、部長会議、各部の部会、全職員による研究集会・業務集会により業務を総合的に管理運営した。</p> <p>毎月の研究集会と業務集会においては、個々の研究者に対し、理事長から個人指導等を行った。部長等の広範な担当業務を中堅研究員にまで拡げ、重要事項を理事長が迅速かつ効果的に決定できるように管理運営体制を改善した。</p> <p>所内LANを活用し、業務進行管理や業績収集を効率的に実施した。</p>	B+	B+	A	A	A
			3.73	3.90	3.91	3.89	3.86

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成13年度～16年度）の実績報告	事業年度評価結果				中期目標期間の暫定評価結果
			H13	H14	H15	H16	
<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成13年度の運営費交付金の最低限2%に相当する額を節減すること。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ア 省資源、省エネルギーを推進し経費を節約するとともに、業務処理への情報通信技術の活用や定型業務の外部委託化等業務処理の効率化のための見直しを行い、経費の節減を図る。</p> <p>イ 外部研究資金については、関係省庁、特殊法人、関係公益団体等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けて積極的な応募を行うとともに、研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等による自己収入の確保に努める。</p> <p>ウ 上記ア及びイの措置を講じることにより、運営費交付金を充当して行う事業については、平成14年度以降の各事業年度について、平成13年度の運営費交付金額の少なくとも0.5%程度に相当する節減額を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算により適切な業務運営を行う。</p>	<p>一般競争入札の徹底を図ることにより、経費の節減に努めた。 実験実施時期を調整し、光熱水量の分散化による経費の節減を図った。 廊下の消灯等により省エネに努めた。 データの入力・定型的な化学分析・動物実験に伴う飼育管理等につき外部への業務委託化により業務処理の効率化を図った。</p> <p>平成13年度運営費交付金 1,417百万円 平成14年度運営費交付金 1,409百万円(0.5%) 平成15年度運営費交付金 1,383百万円(2.4%) 平成16年度運営費交付金 1,355百万円(4.4%) [退職手当を除く。] 運営費交付金を充当して行う事業について、中期目標期間中の支出総額は6,970百万円の見込みであり、中期目標期間全体を通じた2%の削減目標は達成できる見込みである。</p>	B 3.47	B+ 3.70	A 3.73	A 3.67	A 3.64

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成13年度～16年度）の実績報告	事業年度評価結果				中期目標期間の暫定評価結果
			H13	H14	H15	H16	
<p>2 効率的な研究施設・設備の利用</p> <p>研究施設・設備の活用状況を的確に把握するとともに、他の研究機関等との協力・連携を図り、研究施設・設備の共同利用を促進する等、その有効利用を図ること。</p>	<p>2 効率的な研究施設・設備の利用</p> <p>他の研究機関や大学等との研究協力と連携を図ることにより、研究施設・設備の共同利用を進め、研究資源の効率的な活用を図る。</p>	<p>研究施設・設備の効率的活用を図るために、外部の研究者等が共同研究等で所内の諸施設を利用できる旨を、ホームページ、産医研ニュース、産業医学総合研究所国際セミナー等で広報した。</p> <p>資産貸付規程をもとに、外部貸与(有償)が可能な実験施設一覧をホームページ等で公告し、関係研究機関の研究者等に対して、研究施設・設備の共同利用を働きかけた。</p> <p>以上により大型研究施設(振動施設等)の共同利用と有償の外部貸与を実施した。</p> <p>研究施設・設備の効果的かつ効率的利用を図るために、理事長・担当部長の主導により新規採用研究員及び常勤研究員への研究室と大型研究機器について部の枠組みを超えた全所的な観点から再配分をする等改善を進めた。</p>	B 3.07	B 3.00	B 3.36	B 3.11	B 3.14

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成13年度～16年度）の実績報告	事業年度評価結果				中期目標期間の暫定評価結果
			H13	H14	H15	H16	
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 労働現場のニーズの把握</p> <p>労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の健康確保に資する目的で設立された独立行政法人として、職場で生じている労働衛生上の諸問題を的確にとらえ、労働現場のニーズに対応した調査及び研究、技術支援等を積極的に実施するため、毎年度、業界団体や産業医、衛生管理者等との間で情報交換を行うとともに、研究所の業務に関する要望、意見を聞くことを目的とする場を設けること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき事項</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映</p> <p>労働衛生分野における我が国の中核的研究拠点として社会から負託されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを迅速かつ的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした会合を開催し、産業界代表者、衛生管理者、産業医等から助言や要望等を伺うとともに情報交換を行う。</p>	<p>旧労働省が設置した「21世紀の労働衛生研究戦略協議会」が定めた研究戦略を受け、平成13年に「労働衛生重点研究推進協議会」を組織し、労働衛生に関する国レベルの18優先研究課題の研究推進を図っている。同協議会の活動の一つとして、毎年シンポジウムを開催し、18優先研究課題と厚生労働省厚生労働科学研究費補助金(労働安全衛生総合研究事業)の採択課題からテーマを選び講演を実施した。上記の18優先研究課題に関する論文を系統的に検索するとともに研究課題登録システムを立ち上げ、それぞれの課題に関する国内の実施状況(公表論文数、研究課題名、研究者数)を明らかにした。</p> <p>以上により、関係調査研究機関、大学、行政、経営者団体、労働組合、労働衛生管理者等幅広い分野から要望を伺うとともに、最新の研究動向について情報を提供した。</p> <p>厚生労働省安全衛生部との「労働安全衛生研究連絡会議(月例)」及び「産業医学総合研究所研究推進連絡協議会(年2回)」、「客員研究員交流会(産医研職員及び客員研究員による研究発表会)(年1回)」、「産業医学総合研究所・産業医科大学産業生態科学研究所研究交流会(年1回)」を開催し、労働現場のニーズ・行政ニーズ・研究ニーズを把握した。</p> <p>上記の活動の結果を研究課題の設定等所内の研究事業に反映させた。</p>	A 4.00	B+ 3.80	A 4.36	A 3.78	A 3.99

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成13年度～16年度）の実績報告	事業年度評価結果				中期目標期間の暫定評価結果
			H13	H14	H15	H16	
<p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>(1) プロジェクト研究</p> <p>現在我が国が直面する労働衛生上の課題に対応するため、次の重点研究領域において、別紙1に示すプロジェクト研究(研究の期間、研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究をいう。)を実施すること。</p> <p>ア 有害因子等による健康影響の実態の調査及び健康管理手法の開発</p> <p>イ 化学物質等の健康影響機序の解明及び有害性評価法の確立</p> <p>ウ ストレス、疲労等の要因の解明及び職場環境の快適化</p> <p>エ より精度の高い化学物質、物理因子等の測定法の開発及び作業環境管理・作業管理手法の開発</p>	<p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>(1) プロジェクト研究</p> <p>中期目標において示されたプロジェクト研究を計画的に実施する。</p> <p>なお、プロジェクト研究の実施期間については、それぞれの研究課題毎に次の期間を予定する。</p> <p>ア 労働者の心身の健康度指標の開発 平成13年度～平成14年度 (参考：平成12年度からの継続)</p> <p>イ 作業環境におけるダイオキシン類ばく露の生体影響に関する研究 平成13年度～平成15年度 (参考：平成12年度からの継続)</p> <p>ウ 作業関連疾患・生活習慣病における職業因子の寄与に関する疫学的研究 平成15年度～平成17年度</p> <p>エ 職業病・作業関連疾患発生状況に関する全国サーベイランス 平成17年度 (参考：平成19年度まで継続予定)</p> <p>オ 労働環境中における内分泌かく乱物質(いわゆる環境ホルモン)等の遺伝子レベルの健康影響評価法等に関する研究 平成13年度 (参考：平成11年度からの継続)</p> <p>カ フロン代替品に係わる労働衛生対策確立のための研究 平成13年度～平成14年度 (参考：平成11年度からの継続)</p> <p>キ 作業環境中の有害因子に対する感受性を決定する遺伝的素因に関する研究 平成16年度～平成17年度 (参考：平成18年度まで継続予定)</p>	<p>中期計画に定めたプロジェクト研究課題を、現在まで予定どおり実施している。</p>	B+	B+	A	A	A
			3.87	3.90	3.73	4.00	3.87

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成13年度～16年度）の実績報告	事業年度評価結果				中期目標期間の暫定評価結果
			H13	H14	H15	H16	
	ク 有害因子ばく露の低濃度化等の状況における生体影響指標の開発と健康管理 平成17年度 (参考：平成19年度まで継続予定) ケ 情報化職場の快適化に関わる労働衛生上の要件に関する研究 平成13年度～平成15年度 コ 筋骨格系障害予防のための疫学的及び労働生理学的研究 平成16年度～平成17年度 (参考：平成18年度まで継続予定) サ 高齢労働者の職業性ストレスに関する総合的研究 平成15年度～平成17年度 シ 有機溶剤等を取り扱う非常作業の作業環境管理に関する調査研究 平成13年度～平成16年度 ス 労働環境における全身振動ばく露の計測と対策に関する研究 平成14年度～平成16年度						
(2) 基盤的研究 将来生じ得る研究課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、研究基盤としての研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえつつ、別紙2に示す研究領域において、基盤的な研究を戦略的に実施すること。	(2) 基盤的研究 研究所の学術水準を継続的に充実・向上させるため、科学技術の進歩、国内外における職業性疾病、労働環境の変化等の動向を踏まえつつ、中期目標に示された研究領域において、研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究を、毎年度研究計画を作成して実施する。	中期目標に示された研究領域における基盤的研究を、現在まで予定どおり実施している。	B+	B	A	A	A
			3.60	3.40	3.91	3.89	3.70

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成13年度～16年度）の実績報告	事業年度評価結果				中期目標期間の暫定評価結果
			H13	H14	H15	H16	
(3) 職業性疾患その他の労働者の健康障害等の原因の調査、有害因子へのばく露等の状況の究明及び対策の研究並びに災害調査技術の向上に関する研究	<p>(3) 職業性疾患その他の労働者の健康障害等の原因の調査、有害因子へのばく露等の状況の究明及び対策の研究並びに災害調査技術の向上に関する研究</p> <p>ア 行政から要請を受けたとき、又は調査・研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働者の健康障害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。</p> <p>イ 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合に、災害調査に迅速、的確に対応できるよう体制を整備する。</p>	<p>厚生労働省労働衛生課・化学物質対策課(旧化学物質調査課)等行政の要請により労働者の健康障害の原因調査等を実施し、その結果を厚生労働省安全衛生部等に適宜報告した。実施件数は、平成13年度5件、平成14年度12件、平成15年度10件、平成16年度15件。</p> <p>災害調査に対応するための体制の整備として、平成13年度に独立行政法人産業医学総合研究所災害調査実施要項を定め、以後これに従い、労働災害発生に対する迅速、的確な対応に努めた。</p>	B+	B+	A	A	A
(4) 労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等への科学技術的貢献	<p>(4) 労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等への科学技術的貢献</p> <p>行政機関、公的機関、国際機関等の要請に基づき、必要に応じて労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等のための検討会議に研究所の役職員を参加させるとともに、研究所の研究成果を提供する。</p>	<p>行政、公的機関、国際機関等の要請に基づき、労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等のための検討会議に研究所の役職員を派遣するとともに、研究所の研究成果を提供した。</p> <p>その他国内外の行政機関や学協会等に設置された委員会(JIS委員会、化学物質に関するOECD会議、労働衛生関連WHO会議、労働衛生に関するISO委員会等)に役職員を派遣し、積極的な貢献を行った。平成13年度87件、14年度111件、15年度107件、16年度111件。</p>	B+	A	A	A	A

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成13年度～16年度）の実績報告	事業年度評価結果				中期目標期間の暫定評価結果
			H13	H14	H15	H16	
(5) 労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査	(5) 労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査 行政からの要請、又は研究所の判断に基づき、労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査を行い、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。	国内外で発生した労働災害等に関する情報を検討し、筋骨格系障害、暑熱障害、振動障害予防等について厚生労働省安全衛生部へ報告した。 業務上の疾病事例のデータベース化と分析を実施した。 労働衛生管理実施状況調査を行い、平成12年分、13年分、14年分のデータについて翌年度に集計結果をまとめ報告した。	B 3.40	B 3.20	A 3.64	B 3.44	B 3.42
3 外部評価の実施及び評価結果の公表 研究業務を適切に推進する観点から、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」（平成9年8月7日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による事前評価、中間評価及び事後評価を積極的に実施し、その結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。	3 外部評価の実施及び評価結果の公表 プロジェクト研究に関する研究計画、研究の進展度、研究目標の達成度等を的確に評価し適切な研究業務を推進する観点から、外部の第三者による事前、中間又は事後評価を実施し、評価結果を研究管理・業務運営に反映させる。 また、外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から3か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。	第三者による外部評価のための研究所の評価規程は、平成13年度に決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」等に沿い、平成14年度、平成15年度に改訂を行った。 上記規定による外部評価委員会を開催し、重点研究領域特別研究の計画、研究の進展度及び研究目標の達成度等の評価を行った(事前、中間、事後評価)。評価結果を各課題代表者へフィードバックして業務運営に反映させた。 評価結果とそれに対する措置や対応等を取りまとめ、各年度の研究評価報告書として発行した。その要約版は受理日より3か月以内にホームページで公開した。	B+ 3.87	B+ 3.60	A 3.73	A 3.67	A 3.72

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成13年度～16年度）の実績報告	事業年度評価結果				中期目標期間の暫定評価結果
			H13	H14	H15	H16	
<p>4 成果の積極的な普及・活用</p> <p>調査及び研究の成果の普及・活用を促進するため、積極的な情報の発信を行う</p> <p>(1)学会発表等の促進</p> <p>中期目標期間中における学会発表及び論文発表(行政に提出する災害調査報告書を含む。)の総数を、それぞれ1,000回以上及び400報以上とすること。</p>	<p>4 成果の積極的な普及及び活用</p> <p>(1)学会発表等の促進</p> <p>国内外で開催される学術集会等における研究員の発表及びIndustrial Health誌や他の学術雑誌等における論文発表数を増加させるための仕組みを構築することにより、学会発表及び論文発表を積極的に促進する。</p>	<p>学会発表の実績は以下のとおり。</p> <p>平成13年度 187回 平成14年度 226回 平成15年度 236回 平成16年度 251回 合計 900回 (中期目標年平均の1.1倍)</p> <p>論文発表の実績は以下のとおり。</p> <p>平成13年度 98編 平成14年度 143編 平成15年度 101編 平成16年度 172編 合計 514編 (中期目標年平均の1.6倍)</p> <p>これらの研究活動の結果、役職員が日本産業衛生学会を含む諸学会から学会賞、論文賞、名誉称号等10件を受賞した。また、役職員が編著者となって出版された単行本「中毒学 - 基礎・臨床・社会医学」、「室内空気質と健康影響-解説シックハウス症候群-」が好評を博した。</p>	B 3.43	S 4.50	A 3.91	A 4.44	A 4.07
<p>(2) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p> <p>調査研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。</p> <p>また、調査研究の成果の事業場等での利用を進めるため、一般誌等での成果の普及を図ること。</p>	<p>(2) インターネット等による研究成果情報の発信</p> <p>ア 中期目標期間中における研究成果については、原則としてその全数についてデータベース化した上で研究所ホームページにおいて公開することにより、より多くの国民が利用可能なものとするとともに、広く研究所の業務に関する意見を求める。</p> <p>イ 事業場における労働衛生の向上に資するため、研究成果の一般誌への寄稿を積極的に行う。</p>	<p>各年度の研究成果をデータベース化し、ホームページに公開した。また、産業医学総合研究所年報、所が発行する国際学術誌「Industrial Health」の全文、「産医研ニュース」をホームページに掲載し、国民が利用可能なものとした。</p> <p>労働衛生上の知見を広く国民に提供するため、技術解説等を一般紙へ寄稿した。</p> <p>平成13年度 技術解説等18編、その他 31編 平成14年度 技術解説等28編、その他 38編 平成15年度 技術解説等27編、その他 28編 平成16年度 技術解説等14編、その他 34編 合計 技術解説等87編、その他131編</p> <p>研究所のホームページに開設した窓口、研究所の一般公開、シンポジウムの開催等をおして国民から研究所業務に対する意見収集を行った。</p>	B+ 3.53	B+ 3.60	A 3.82	A 3.89	A 3.71

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成13年度～16年度）の実績報告	事業年度評価結果				中期目標期間の暫定評価結果
			H13	H14	H15	H16	
<p>(3) 国内の労働衛生研究の状況の把握及び労働衛生研究機関への情報の提供 我が国の労働衛生研究機関の研究資源を有効に活用し、山積する労働衛生研究上の課題について効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するため、国内の労働衛生研究機関の協力を得て、最新の労働衛生に関する研究の状況を把握し、120機関以上の関係研究機関に必要な情報を提供すること。</p>	<p>(3) 国内の労働衛生研究の状況の把握及び労働衛生研究機関への情報の提供 研究機関、大学、関係団体等の学識経験者・有識者の協力を得て、国内の最新の労働衛生研究の状況を把握するとともに、研究所刊行物等を通じて労働衛生研究機関に対し有用な情報を提供する。</p>	<p>「労働衛生重点研究推進協議会」を主宰し、有識者委員から意見を伺うとともに、年1回シンポジウムを開催し、大学及びその他労働衛生関係調査研究機関、行政、経営者団体、労働組合、労働衛生管理者等幅広い分野から要望を伺うとともに、最新の研究動向について情報を提供した。 「21世紀の労働衛生研究戦略協議会」が示した18優先研究課題に関する国内の実施状況について調査を実施した。関連して、国内研究者による研究課題の登録システムを立ち上げた。 国際学術誌「Industrial Health」(年4回)、産医研ニュース(年2回)、研究所年報を発行した。これらの定期刊行物を通じ、最新の労働衛生に関する情報を、平成17年3月末現在、国内の102の大学及び15の労働衛生関係機関に提供している。 平成16年は「Industrial Health」の投稿数が116編(欧米・アジア・日本・所内より各々18・28・31・9%)で、掲載論文数が59編であった。4年間のインパクトファクターは0.48～0.74である。</p>	A 4.00	B+ 3.80	A 4.36	A 3.89	A 4.01
<p>(4) 講演会等の開催 調査研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を毎年度実施し、主要な調査研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。</p>	<p>(4) 講演会等の開催 研究成果の一般への普及を目的とした講演会を、産業医や職場における労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とし開催するとともに、一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施し、主要な研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。</p>	<p>毎年開催した労働衛生重点研究推進協議会シンポジウムでは、厚生労働科学研究費補助金(労働安全衛生総合研究事業)採択課題の研究成果を含め18優先研究課題に関わる研究内容についての講演を実施した。 平成16年にアジア7カ国1地域の国立研究所代表等を招いて「第1回アジア労働衛生研究センター会議」を主催し、シンポジウムとワークショップを実施した。同じく、中国科学アカデミー工程院院士及び主要大学教授の参加を得て、「21世紀の公衆衛生と産業保健に関する中日国際シンポジウム」を安徽省で共催した。 国際研究交流情報センターの活動として「産業医学総合研究所国際セミナー」を計5回開催した。 研究所の一般公開を毎年開催し、研究成果の講演と施設見学を実施した。 見学希望者の専門分野・要望に応じ、柔軟に対応した。中央労働災害防止協会国際労働安全衛生センターエルゴノミクス研修、国際協力機構(JICA)公衆衛生行政管理セミナー研修、JICA労働安全衛生政策セミナー研修、厚生労働省労働衛生専門官研修、近隣小学校等に対応して講演、見学を実施した。</p>	B 3.47	B+ 3.50	A 3.64	A 4.00	A 3.65

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成13年度～16年度）の実績報告	事業年度評価結果				中期目標期間の暫定評価結果
			H13	H14	H15	H16	
<p>(5) 知的財産の活用促進</p> <p>調査研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、特許流通データベース等を活用した積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。</p>	<p>(5) 知的財産の活用促進</p> <p>特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録、研究所のホームページ等の広報媒体への掲載を行うことにより、積極的な公表を行う。</p>	<p>特許権の取得を積極的に進めるため、職務発明規程の改定を実施した(平成13年度、平成15年度)。</p> <p>平成16年からは技術移転機関(TLO、ヒューマンサイエンス振興財団)を通じ申請することとした。</p> <p>平成13年度からの状況は、新規審査請求8件、新規特許査定1件、流通データベース登録のべ2件、審査中7件であった。</p>	B 3.20	B 3.20	A 3.64	B 3.44	B 3.37
<p>5 国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>労働衛生分野における我が国の中核的研究機関として、蓄積された知見に基づき、国内外の労働衛生分野の研究の振興に積極的に貢献すること。</p> <p>(1) 労働衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の研修受入れ及び研究所職員の他機関への派遣の推進に努めること。</p>	<p>5 国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、大学院生や他機関等に所属する研究員等を継続的に受け入れるための制度的基盤を整えとともに、求めに応じた研究所職員による他機関等への協力・支援を行う。</p>	<p>国内外の若手研究者等の育成としては、研修生、科学技術振興事業団重点研究支援協力員、科学技術特別研究員、日本学術振興会外国人特別研究員、日本学術振興会特別研究員により、4年間で延べ50名を受け入れた(平成13年度15名、平成14年度11名、平成15年度13名、平成16年度11名)。</p> <p>平成13年度には、客員研究員規程、研修生規程などを整備した。</p> <p>平成15年度に産業医学総合研究所連携大学院規程を整備した。</p> <p>厚生労働省労働衛生専門官研修の受け入れ、JICAのマレーシアへの技術協力(研修員受け入れ及び長期・短期専門家派遣)、中央労働災害防止協会の化学物質管理者研修講師連絡会議・国際安全衛生センターエルゴノミクス研修・じん肺研修等への講師等の派遣、海外技術者研修協会研修への講師の派遣、長崎労働局職員研修、日本作業環境測定協会指定講習への講師・指導員の派遣、大学での講義・実習指導等を行った。</p>	B+ 3.53	B+ 3.50	A 3.55	A 3.67	A 3.56

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成13年度～16年度）の実績報告	事業年度評価結果				中期目標期間の暫定評価結果
			H13	H14	H15	H16	
(2) 研究協力の促進 国内外の労働衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの推進に努めること。	(2) 研究協力の促進 ア 流動研究員・客員研究員制度を有効に活用するとともに、大学等の研究者や客員研究員等との研究交流を促進する。 イ 国内外の労働衛生関係研究機関との「研究協力協定」を締結すること等により、毎年度10人程度の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。 ウ 上記ア及びイの研究交流や研究協力を実施することにより、共同研究の実施環境を整え、全研究課題に占める共同研究の割合を5%以上とする。	客員研究員との交流会(研究発表会)及び産業医科大学産業生態科学研究所との研究交流会(研究発表会)を毎年実施した。 職員が主催する外部研究者との交流会(研究発表会)を定期的実施した(人体振動、バイオテクノロジー、職業性ストレス)。 国内外の研究機関と研究協力協定を締結し、毎年職員の派遣・受入れにより共同研究等を実施した。締結先は、米国国立労働安全衛生研究所(NIOSH)、スウェーデン国立労働生活研究所(NIWL)、韓国産業安全公団・産業安全保健研究院(KOSHA・OSHR1)、財団法人労働科学研究所。 東アジア及び東南アジア7カ国1地域の労働衛生研究センター代表を招へいし、第1回アジア労働衛生研究センター会議(公開シンポジウム及びワークショップ)を開催し、アジア地域との連携を協議した。 プロジェクト研究及び基盤的研究において、研究所外との共同研究が占める割合は、平成13年度約6%、平成14年度約12%、平成15年度約10%、平成16年度約10%であり、中期計画を達成している。	B+ 3.93	B+ 3.80	A 3.73	A 4.11	A 3.89

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成13年度～16年度）の実績報告	事業年度評価結果				中期目標期間の暫定評価結果
			H13	H14	H15	H16	
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保</p> <p>競争的研究資金、受託研究及びその他の自己収入のそれぞれを獲得すること。</p>	<p>[再掲]第1の1の(3)のイ</p> <p>イ 外部研究資金については、関係省庁、特殊法人、関係公益団体等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けて積極的な応募を行うとともに、研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等による自己収入の確保に努める。</p>	<p>国及び他の団体等から競争的資金を積極的に獲得した(文部科学省科学研究費補助金、環境省地球環境保全等試験研究費、厚生労働省厚生労働科学研究費補助金、民間受託研究等)。研究所職員が代表となって獲得した競争的資金による研究課題数は平成13年度12課題、平成14年度21課題、平成15年度14課題、平成16年度15課題。</p> <p>研究所資産貸付規程を整備し、ホームページ等で外部貸与が可能な実験施設一覧を公告し、有償による貸与を実施した。(合計7件の実績)</p> <p>公的機関への専門家派遣や研究成果を解説したパンフレットの配布により、自己収入を得た。</p>	B 3.47	B+ 3.70	A 3.55	A 3.56	A 3.57
<p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算については、別紙1(省略)のとおり。</p> <p>2 収支計画については、別紙2(省略)のとおり。</p> <p>3 資金計画については、別紙3(省略)のとおり。</p> <p>第4 短期借入金の限度額(略)</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>1 職員の資質向上のための学会・研修集会への参加</p> <p>2 職員の研究レベル向上のための研究機関との研究交流の推進</p> <p>3 施設・設備を充実させるための補修、整備</p>	<p>経費の節減を見込んだ予算を作成し、業務の効率化に努めた。</p> <p>予算の執行に際しては、業務の進行状況と予算執行状況を把握し、適宜見直しを行い、適切に執行した。</p> <p>運営費交付金(退職手当を除く)は、平成13年度の1,417百万円に対し、平成16年度は1,355百万円と約4.4%の削減となり、中期目標に示された2%を大幅に上回っている。</p> <p>短期借入金はない。</p> <p>なし</p> <p>厚生労働大臣から承認された剰余金は、平成14年度申請分約396万円、平成15年度申請分約312万円で、合計約708万円であった。中期計画に定めた職員の資質向上及び研究レベル向上のために活用した。</p>	B 3.33	B 3.20	B 3.36	B 3.33	B 3.31

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成13年度～16年度）の実績報告	事業年度評価結果				中期目標期間の暫定評価結果
			H13	H14	H15	H16	
	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>ア 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や若手育成型任期付任用についても配慮する。</p> <p>イ 業務運営の効率化、定型業務の外部委託化の推進により、人員の抑制を図る。</p> <p>(2) 人員の指標</p> <p>期末の常勤職員数を期初の96%とする。</p> <p>(参考1) 職員の数</p> <p>期初の常勤職員数 76名</p> <p>期末の常勤職員数の見込み 73名</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額</p> <p>中期目標期間中の人件費の総額見込み 3,488百万円</p>	<p>新規職員の採用はすべて公募により実施し、のべ56名の応募者の中から若手任期付研究員1名を含む8名(うち医師4名)の新規採用を行った。</p> <p>中期計画期末における人員目標数を平成16年度当初に達成した。</p> <p>平成13年度期初の常勤職員数 76名</p> <p>平成14年度当初の常勤職員数 75名</p> <p>平成15年度当初の常勤職員数 74名</p> <p>平成16年度当初の常勤職員数 73名</p> <p>この間の人件費の推移は以下の通り(単位百万円)</p> <p>平成13年度 計画額 701 実績額 669</p> <p>平成14年度 計画額 702 実績額 672</p> <p>平成15年度 計画額 680 実績額 663</p> <p>平成16年度 計画額 657 実績額 653</p> <p>合計 計画額2,740 実績額2,657</p>	B+	B	A	A	B
			3.60	3.00	3.64	3.67	3.48

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成13年度～16年度）の実績報告	事業年度評価結果				中期目標期間の暫定評価結果
			H13	H14	H15	H16	
	<p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>産業医学総合研究所の業務である「労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究」の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化を勘案し、計画的な改修、更新等を進める。</p> <p>（参考）</p> <p>施設・設備の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 構内通信システム改修 ガス配管改修 空調自動制御機器改修 低圧電源回路改修 路盤改修（舗装等） エレベーター・クレーン改修 照明器具改修 吸排気ファン改修 ボイラー入替 <p>予定額（単位：百万円）</p> <p>1,692</p> <p>財 源</p> <p>施設整備費補助金</p>	<p>中期計画に示された施設・整備の内容を現在まで予定どおり実施した。</p> <p>改修工事の実施に当たっては、国土交通省関東地方整備局の専門家と綿密な打ち合わせのもと、効率的な工事実施計画を策定の上実施した。</p>	B+	B	B	B	B
			3.53	3.20	3.18	3.33	3.31